

尼崎の環境 平成22年度 あらまし

本市は昭和初期から日本屈指の重化学工業都市として、阪神工業地帯の一翼を担い発展してきた。しかしそれは一方で、大気汚染や水質汚濁、地盤沈下といった多様な公害を引き起こすこととなった。

これら公害問題を改善するため、昭和44年に市内主要工場と公害防止協定を締結し、昭和48年には環境行政の基本となる尼崎市民の環境をまもる条例を制定するなど、環境改善に向けて市民・事業者・行政が一体となった対策に取り組むことで、大気汚染等を中心とする公害問題は次第に改善の方向へと向かうこととなった。

しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活スタイルが定着することにより、自動車公害、廃棄物の増大などの都市・生活型の環境問題、さらには、地球温暖化問題などの地球規模の環境問題が顕在化してきた。

このような中、市民・事業者・行政の協働を基調として、自主的かつ積極的に良好な環境を確保するための活動に取り組むため、平成13年に尼崎市の環境をまもる条例を制定するとともに、平成15年には同条例に基づき尼崎市環境基本計画を策定し、以下の4つの視点から良好な環境の確保に関する施策の推進に積極的に取り組んでいる。

(1) 循環を基調とする経済社会システムへの転換

地球規模で大きな問題となっている地球温暖化に対しては、平成23年3月に「第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、自然エネルギーの利用促進や尼崎市環境マネジメントシステムの推進、緑化の推進など様々な取り組みを進めている。また、平成23年3月には「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量、リサイクルの啓発に取り組んでいる。

(2) 人の健康の保護

一般環境大気測定所、自動車排出ガス・騒音・交通量測定所において連続測定を行うほか、河川・海域の水質調査、地下水質調査などの定期的な測定を行っている。

主な測定結果を見ると、大気質では、光化学オキシダントを除く全ての測定項目で環境基準に適合している。水質では、運河及び地下水の一部を除く市内の河川、海域の全ての地点で環境基準に適合している。交通公害では、幹線道路沿いの二酸化窒素濃度及び夜間自動車騒音、山陽新幹線の騒音において、その一部が環境基準に適合していない。

(3) 自然との共生の確保

都市化が進んだ本市において貴重な自然となっている猪名川自然林をはじめとする猪名川、藻川周辺に残る自然や歴史・文化資源を守り発展させる「自然と文化の森構想」、国道43号線以南の臨海地域を舞台に水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人の共生を目指す「尼崎21世紀の森構想」など、自然との共生を基調としたまちづくりに取り組んでいる。

(4) すべての主体の参加の実現

環境基本計画の目指す「環境と共生するまち・あまがさき」を育てる人づくりを目的に、市民・学校・企業・行政の協働のもと、環境に関連した幅広い分野の学習・体験メニューを揃えた環境の学びの場として、「あまがさき環境オープンカレッジ」を平成22年度に開校し、楽しみながら学べる環境学習講座を企画運営している。

